

年四回以上の一齊的作業を設定更に各部班は常設的作業を行ひ殊に青、少年團は府縣道を分擔常に統制ある作業に終始し輓近著敷路面の狀態を良好ならしめ交通上裨益する所甚大にして郡下に於ける道路愛護の先驅者たるの面目を遺憾なく發揮し將來を矚目さるゝ優良なる團體なり。

鎮玉村道路愛護會

本會は昭和十二年二月九日結成青年團、少年團を以て組織し會員數三百十三名を擁し會長に村長を推し副會長に青年團長、評議員に青年團役員、幹事に土木主任を充て凡て青年團を事業主體として村内府縣道及び町村道全線延長二萬

六百三米の區間を作業區域とし事業實施上田口班、澁川班、久留米木班の三班に編成毎年三回以上の一齊的作業日を設定する外常設的には毎月一回以上各班に於て路面の狀態に應じ隨時修理を斷行し少年團に在りては教職員指導監督の下に常時通學區域毎の部班に依り清掃整理を行ふ等村當局に在りては本會に對し修理用砂利及び土工用具を提供し熱烈なる指導督勵の下に極めて統制ある作業に従事し隣縣愛知に對峙し目覺しき活動を示し常に路面の優秀なるを保持するに在り交通上社會教化上裨益する所大なり。

道路工事の施行と電氣事業用電線路の移轉

田 口 二 郎

目 次

一、はしがき

説 苑

二、道路を占用する場合

三、道路管理者が電氣事業法上の障害豫防除却請求権を有する場

合

- (1) 障害豫防除却請求権を取得する場合
- (a) 電線路を施設したる土地の近接地の使用方法變更の場合
- (b) 電氣事業法第九條の規定に依り電線路を施設したる土地の使用方法變更の場合
- (2) 障害豫防除却請求権は道路管理者に於て行使し得る
- (3) 土地使用方法變更の必要性
- (4) 障害豫防除却請求権の行使方法
- (5) 障害豫防除却請求権の内容
- (6) 障害豫防除却請求権の性質
- (7) 障害豫防除却費用の負擔

(目次終り)

一、はしがき

晩近著しい自動車交通の發展にもなつて、現代道路政策の要求は、路面幅員内に電柱の様な障礙物の存在を許さなくなつた。

従つて道路の新設、改築に當つては之等の支障物件を完全に道路外に排除することが、今日道路行政を擔當する者

に課せられた重要な責務でなければならぬ。

ところが、一方に於て人類文化生活の向上は驚くべき電氣供給事業の發達を促し、其の供給區域は益々擴大されて如何なる山村僻地にも、架空電線路は縦横に張りめぐらされ、地中電線路の施設も亦頗る多きに至つたので、道路工事の施行に當つて移轉を要すべき此の種工作物の數極めて多きに上るは免れ難いところである。

されば、之等工作物の移轉費用は今後益々増嵩するに至るべく、其のすべてが道路改良工事費の支辨に屬すべきものとするならば、其の道路改良事業進捗上に齎す支障たるや誠に重大である。

然しながら電氣事業者の事業用電線路移轉に關しては(併用軌道に於ける軌道設備としての此の種工作物に付ては暫く置く)其の費用が當然電氣事業者の負擔となるべき場合が二つある。

其の一は電線路が道路を占用してゐる場合であり、其の二は道路管理者が電氣事業法上の障害豫防除却請求権を有

する場合である。

此のことたるや、別に耳あたらしいことでもなく、ひとり道路行政を擔當する者のみならず、之に關心を有する者は誰でも、既に知つてゐることがらであるが、今茲に其の再認識を試みるのも強ち無用の業ではない様に思はれる。

二、道路を占用する場合

電線路施設の爲道路を使用する場合に關しては、電氣事業法第八條に規定するところであるが、同條第四項は道路上の道路に關しては同條の適用なき旨を明かにしてゐるから、道路法上の道路に於ては其の道路占用に付て規定するところに従ひ、電氣事業者は道路管理者の許可を受けなければならぬ。

従つて、道路管理者が道路の改築を行ふに當つて、道路を占用してゐる電柱等が障礙となる場合に於ては、道路管理者は道路法第五十一條の規定に依り、道路に關する工事の爲必要ありとして、道路占用の許可を將來に向つて取消

し(撤回)、更に道路上から其の工作物を除却すべきことを命ずることが出来る。

此の場合に於ては、除却に關する費用は一切電氣事業者が負擔すべきものであることは、道路占用の性質上當然であると謂はねばならない。

而して電氣事業者が此の除却命令に依り負擔する工作物除却の義務を履行しなかつたならば、道路管理者は道路法第五十四條の規定に依つて之を強制することが出来る。

之等のことは誠に明瞭であつて、多く議論の餘地がないと思はれるのであるが、希には道路法第五十一條第四號の「道路に關する工事の爲必要あるとき」とは工事そのもの、施行上必要な場合を謂ふのであるから、道路上に電柱があつても工事の施行に不都合を生ずることなく、只出來上つた道路の上に電柱が残存する結果を來たすに過ぎない様な場合には本條の適用がない、とする粗笨的な見解がないでもない。

されど、之は誤れるも甚だしいものであつて、所謂道路

に關する工事たる道路の新設、改築（道路法第五條）は道路の目的を圓滿に果し得る設備の築造を謂ふのであるから、道路の目的外の支障物件が残存するものゝ築造の如きは、決して完全に道路の新設、改築を行つたものと謂ふことは出来ない。

されば完全なる道路新設、改築の遂行の爲必要なる支障物件の除却は即ち「道路に關する工事の爲必要なる」ものに外ならないのである。

三、道路管理者が電氣事業法上の障害豫防除却請求權を有する場合

現在私有地に電線路が施設されてゐて、之が道路の新設又は改築計畫線に當り、そのまゝ存在させて置けば、電柱が新に築造される道路の中に入つて來る様な場合には、支障物件として之を移轉させなければならないことは勿論であるが、斯る場合に於て道路管理者が電氣事業法上の障害豫防除却請求權を有するならば、之を行使して電氣事業者

の負擔に於て其の移轉を行はしめることが出来る。

電氣事業法第十一條の規定に依れば、電線路を施設したる土地の近接地又は第九條の規定に依り電線路を施設したる土地の所有者又は占有者は土地の使用方法を變更する爲必要あるときは、命令の定むる所に依り、電氣事業者に對し障害の豫防又は除却に必要な方法を施すことを請求することを得る。之が所謂障害豫防除却請求權である。

此の規定の企圖するところは、障害豫防除却請求權を認むることに依つて、電氣事業の爲に必要な土地の使用と一般經濟上の必要に基く正當なる土地の利用の保護との調和を計り、延ひて以て電氣事業の圓滿なる發達を助成しようとするにある。

而して電線路の施設してある土地が從來畑であつたのを宅地に或は又溜池に變更する様な場合が、こゝに所謂土地の使用方法の變更として普通一般に本條の適用される事例であるが、電線路の施設してある土地が從來道路でなかつたのを、新に道路とすることも亦同様に土地使用方法の變

更であつて、本條の適用ある場合の一であること謂ふまでもなく。

或は本條の解釋に關して、從來の土地所有者又は占有者が其の使用方法を變更するのでなく、新に使用方法を變更する目的を以て其の土地を買収した場合の如きは之を含まずとする様な見解が無いでもない。然しながら斯の如きは何等明白なる根據のない説であつて、本條の規定は土地使用方法變更の爲必要なる一切の場合に適用あるものと觀なければならぬ。(同説、遠藤俊一氏、電氣事業法及瓦斯事業法、現代法學全集一四卷三三九頁。同説、田中好氏、土木行政、高等土木工學一八卷五六〇頁)。

(1) 障害豫防除却請求權を取得する場合

如何なる場合に道路管理者が此の障害豫防除却請求權を有するかと謂へば、

(a) 電線路を施設したる土地の近接地の使用方法變更の場合

電線路を施設してある土地ではなく、其の土地の近接地

の使用方法を變更する場合に障害豫防除却請求權を取得する。

之は架空電線路を施設してあるときの實際上の必要を考慮して規定されたものであつて、電線路の施設してある土地が直接道路用地となるのではなく、其の土地の近接地が道路の新設、改築用地となる爲に電線路を移轉する必要がある場合が之に該當する。

道路工事の實際にあつては斯る事例は少いかも知れないが、希にはないこともなからう。

こゝで注意を要するのは、道路用地となるのは、電線路を施設してある土地の近接地であればよいのであつて、必ずしも隣接地たることを要するものではないこと、及び電氣事業者が電線路施設の爲土地使用の權能を獲得した方法は次に述べる場合の様に電氣事業法第九條の規定に依つた場合に限ることなく、如何なる權原に基く場合でも差支ないことである。

(b) 電氣事業法第九條の規定に依り電線路を施設した

る土地の使用法變更の場合

電氣事業法第九條の規定に依り電線路を施設した土地が新設又は改築される道路用地に當る爲に電線路を移轉する必要がある場合が之に該當する。

此の場合に於ては、其の土地は必ず電氣事業法第九條の規定に依り電線路を施設されたものであることを要する。

従つて電氣事業者が買収して所有權を取得した土地に電線路を施設した場合は勿論、賃貸借契約其他電氣事業法第九條の規定以外の權原に基き電線路施設の爲の土地使用の權能を取得せる一切の場合を含まないのである。

電氣事業法第九條の規定に依れば、電氣事業者は必要あるときは現在の使用方法を妨げざる限度に於て他人の地上の空間若は地中に電線路を施設し又は建造物の存在せざる他人の土地に電線の支持物を建設することを得るのであるが、之は電氣事業者が電線路施設の爲にする土地使用權の公用徵收に關する規定であつて、此の適用あるが爲には、

(イ) 現在の使用方法を妨げざることを要す

他人の土地の現在の使用方法を妨げざる限度に於てのみ許されるのであつて、現在の使用方法を妨げざる限度とは現在の使用に著しい障害を與へない程度のもを謂ふのである。

(ロ) 土地所有者及占有者と協議調はざるか又は協議を爲すこと能はざることを要す

此の協議調つたときは、私法上の契約に依つて土地の使用權能を取得するものであるから、本條適用の問題を生ぜず(田中氏前掲五五八頁。遠藤氏前掲三三六頁)電氣事業法第九條以外の權原に依り土地を使用する場合であつて、此の土地に付ては障害豫防除却請求權を取得し得ないのである。尙こゝに協議調はず、又は協議を爲すこと能はずと謂ふのは、土地所有者若くは占有者の何れか一方と調はないか又は協議し得ない場合を指すので、必ずしも其の雙方であることを必要とするものではない。

(ハ) 地方長官の許可を受くることを要す

電氣事業者は土地使用の範圍を定めて豫め地方長官の許

可を受け、始めて土地使用權を取得する。

此の許可は土地使用權を創設する設備處分であるから、許可以前に於ける土地の使用は違法である。然しながら許可前に於て既に電線路を施設し、事後に於て許可を受けた場合に於ても、其の許可以後は有効に土地使用權を取得するに至るのであつて、所謂電氣事業法第九條の規定に依り電線路を施設したる土地たるを失はない。之は大審院判例の認めるところで、其の要旨は次の通りである。

「此ノ規定(現行電氣事業法第九條)タルヤ電氣事業者ニ對シ土地使用ノ許可ヲ受クルコトナクシテ工事ニ着手スルコトヲ禁ジタルモノニシテ、地方長官ニ對シ土地使用ノ許可ヲ與フルノ時期ヲ制限シタルモノニ非ズ。換言スレバ地方長官ニ對シ工事着手前ニ限り許可ヲ與フルコトヲ許容シ着手後ノ許可ヲ禁ズル趣旨ヲ包含スルモノニ非ザレバ、地方長官ハ電氣事業者ガ許可ヲ受ケズシテ他人ノ地上ニ電線路ヲ架設シタル後ト雖モ土地ノ使用ヲ許可スルコトヲ得ベク、從テ電線路架設後ニ於ケル土地使用ノ許可モ適法ニシテ有

效ナリト爲サル可カラズ。唯此場合ニ於テハ其ノ許可ハ遡及力ヲ有セザルガ故ニ、以後ノ土地使用ヲ適法ナラシムルニ止マリテ以前ノ使用ヲ適法ナラシメザルノミ」(大正一〇・八・一九・大判、昭和七・三・九・大判)。

以上(イ)(ロ)(ハ)は土地使用權の成立要件であり其の行使用件としては少くとも工事着手の五日前に其の旨を土地所有者及び占有者に通知することが要求されてゐる。斯の如くして成立した土地使用權に基き電線路を施設した土地を道路用地とする場合には障害豫防除却請求權を得るのである。

(2) 障害豫防除却請求權は道路管理者に於て行使し得る此の請求權者は土地の所有者又は占有者に限るのであるが、道路は國の營造物であり其の新設、改築は道路管理者の職務に屬し(道路法第二十條)、道路管理者は國の機關として其の職務執行上必要なる一切の公法上の行爲を爲し得るは勿論、土地收用法上の起業者となり、訴訟當事者となるのみならず、必要なる私法上の行爲及事實行爲を爲し得る

のであつて、道路管理者が道路と爲す爲に所有權取得の行爲を爲した土地は國有に歸屬する。此の國有に歸した土地に施設してある電線路の移轉を請求するのは、道路新設、改築の職務執行の爲にするのであるから、此の場合には道路管理者は國の機關として、國の土地所有者たる地位を代表し障害豫除却請求權を行使するのである。

然しながら、道路工事の實際に於ては、土地を買収して完全に所有權を取得してから工事に着手するのでは其の進捗を著しく阻害する虞があるので、土地所有者及占有者から起工承諾を得て、直ちに工事を實施することが一般に行はれてゐる。

此の場合には、道路管理者を通じて國は土地の占有權を取得したものであつて、道路管理者は國の土地占有者たる地位を代表して電線路の移轉を請求し得る、換言すれば障害豫除却請求權を行使し得るものと謂はなければならぬ。

蓋し占有權の承繼的取得は、所謂簡易の引渡(民法第百八

十二條第二項)、占有改定(同第百八十三條)、指圖による移轉(同第百八十四條)の三例外を除くのほか原則として占有物の現實の引渡(同第百八十二條第一項)を要し、其の爲には占有權讓渡の契約の外、占有物の引渡を效力發生要件とする。

占有物の引渡とは讓渡人の事實的支配にある物を讓受人の事實的支配に移すことであつて、右に述べた起工承諾は占有權讓渡契約を成立せしめ、丁張の施設や材料、機械類の搬出等の工事準備行爲に依る其の土地の事實的支配の認容は占有物たる土地の現實の引渡に相當する。

従つて之に依り國の機關たる道路管理者を通じて其の土地の占有權は國に歸屬し、道路管理者は國の土地占有者たる地位を代表して、其の土地に施設してある電線路の移轉を請求し得るのである。

(3) 土地使用方法變更の必要性

障害豫除却請求權は土地の使用方法を變更する爲必要あるときに限り存在するのであるが、此の必要あるときは、必ずしも絶對的の必要を意味するのではなく、所有者、

占有者に於て必要ありとすることが客觀的に相當であれば
足るものと謂ふべきであらう。

(4) 障害豫防除却請求權の行使方法

此の請求權の行使方法は命令の定むる所、即ち電氣事業
法施行規則の定むる所に依らねばならない。其の第四十二
條に依れば一定の事項を記載した書面を以て爲すことを要
し、從つて口頭、電話等の方法に依ることを許されない。

書面の記載事項は次の通りである。

一 請求の目的

二 變更すべき土地使用方法（現存電線路の工事着手の
際及び現在に於ける使用方法を附記すべし）

三 土地使用方法變更の結果受くべき障害（障害を受く
べき物及び其の物と電線路との關係竝に電氣工作物
規程に牴觸する事由）

四 土地使用方法變更の時期

此の請求書には電線路の位置と使用方法を變更すべき土
地との關係を表示したる圖面を添附することを要する。

尚右の第三項には電氣工作物規程に牴觸する事由を記載
することが要求されてゐるが、之が爲に電氣工作物規程に
牴觸する場合でなければ此の請求を爲し得ずと解すべきで
はない。

(5) 障害豫防除却請求權の内容

請求の目的は障害の豫防又は除却に必要な方法を施す
ことであるから、電線路の移轉も亦當然請求出来る。尤も
其の土地に施設してゐるのは、電線路なのであつて移轉を
請求し得るものは、あくまでも其の電線路に限り、それ以
外の電氣工作物に及ばない。

電線路とは電氣の傳送に用ふる電氣導體及之を支持し又
は保藏する工作物を謂ふ（電氣事業法第二條第二項）。

此の電氣導體は即ち電線であり、支持する工作物は即ち
支持物で木柱、鐵柱、鐵塔及鐵筋コンクリート柱並に其の
支線を謂ふ。又保藏する工作物とは地中電線を包む暗渠、
管、管路の如きものを指すのである（電氣工作物規程第二條
以下）。

従つて移轉を請求し得る目的物は之等電線、支持物及支線、保藏工作物等である。但し支持物等に不可分の施設された器具、たとへば柱上に附屬された變壓器の如きは勿論之を含むものと觀なければなるまい。

道路工事の實際に於て、架空電線路の場合には、移轉の必要あるものは多くは支持物、所謂電柱であつて、電線が直接障礙となることは比較的少いが、電柱移轉の結果は間接に電線をも移轉せしむることゝならう。地中電線路の場合には電線其のものが移轉の直接目的物であることが多いと思はれる。

(6) 障害豫防除却請求權の性質

此の請求權は電氣事業法に依り土地所有者及土地占有者保護の爲に與へられたものであつて其の性質は私權である

(同說、田中氏前掲五六〇頁)

而して私權の分類上に於ては、土地所有者又は土地占有者の一方的意思表示に依つて電氣事業者が障害豫防又は除却の義務を負擔するに至るものであるから、所謂權利者一

方の行爲に因つて一定の法律効果を發生する形成權に該當する。

従つて此の權利行使の効果として電氣事業者が負擔するに至つた障害豫防除却義務を履行しなかつたならば、權利者は民事訴訟に依つて之を強制することが出来る。

(7) 障害豫防除却費用の負擔

障害豫防除却請求權が行使されたならば、右に述べた様に障害の豫防又は除却に必要な方法を施すことは電氣事業者の義務であるから、之等施設の爲の工事に要する費用は當然電氣事業者の負擔すべきところである。

然しながら法律は「勅令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外」と規定して、此の原則に對して例外のあるべきことを留保してゐる。

此の勅令の別段の定めに該當するものは電氣事業法施行令第三條の規定である。

從來障害豫防除却請求權の範圍に關して、電氣事業者が他の電氣事業者の電線路を施設してある土地を買収し、自

ら電氣工作物を施設するの理由を以て、其の既設電線路の移轉を要求する場合の如きを包含するや否やには議論の存するところであつた（遠藤氏前掲三三八頁以下）。そこで電氣事業法の改正に當り、斯る場合をも包含するとの説を採ると共に、其の費用負擔に付ては一般の場合と異つた例外的扱を爲すの必要を認め「別段ノ定」めとして施行令第三條の規定となつたのである。

此の規定に「電氣工作物ヲ施設又ハ變更スル爲電氣事業法第十一條第一項ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル場合」とは、たとへば、電氣事業者が他人の所有地たる畑又は山林等に電氣事業法第九條の規定に依り電線路を施設してあつた場合に、他の電氣事業者が其の畑又は山林等の土地所有者から其の土地を買収して、自己の電氣工作物たる貯水池を造り、或は又水路を變更する等の爲に障礙となる既設電線路の移轉を要求する場合の如きを指すのである。

既に述べた如く障害豫防除却請求權を取得する爲の土地使用方法の變更は、あらゆる變更を包含するのであるが、

こゝに規定するのは電氣工作物施設又は變更用地に土地使用方法を變更する場合なのである。言ひ換へれば、電氣事業者が土地の使用方法を自己の電氣工作物を施設し又は變更する土地と爲す爲に必要ありとして電氣事業法第十一條第一項の障害豫防除却請求權を他の電氣事業者に對して行使した場合に關するものである。

されば、之は電氣事業者相互間に於ける障害豫防除却請求權行使の場合であつて、電氣事業法の保護は兩者に對し平等に働くべきであり、非電氣事業者と電氣事業者との間に於ける一般の場合と事情を異にするから、其の費用の負擔は當事者間の協議に依つて定むることとし、協議調はず又は之を爲すこと能はざるときは逓信大臣の裁定に依ることとしたのである。

此の様に電氣事業法施行令第三條の規定は、電氣事業法第十二條、第十四條等の規定と共に電氣事業者相互間の關係に對する規定で、障害豫防除却請求權行使に因る電氣事業者の義務履行費用の負擔原則に對する一の例外である。

非電氣事業者たる道路管理者が「道路を新設又は改築する爲」障害豫防除却請求権を行使する場合に對しては、電氣事業者が「電氣工作物を施設又は變更する爲」障害豫防除却請求権を行使する場合に關する此の電氣事業法施行令第三條の規定の適用さるべきでないことは言ふまでもなく明かである。

従つて、道路新設、改築用地とする場合に於ては電氣事業法第十一條第二項の原則に依り、電線路移轉工事費用は電氣事業者が負擔しなければならないのである。

然しながら電氣事業者が電線路の移轉工事を完了した後正當の事由なくして、道路管理者が豫定の變更を爲さざる

とき（道路の築造を爲さざるとき）は、此の障害豫防除却請求権の行使は、電氣事業の發展を阻害する結果となるのみならず、法律が折角電氣事業者に土地使用権を認めたる旨に反することとなるから電線路移轉工事費用は請求者たる道路管理者側の負擔となる（電氣事業法第十一條第二項但書）。

従つて電氣事業者は電線路移轉の請求に應ずるときは、此の請求者の負擔することあるべき費用の擔保として、工事費見積額に相當する金額を、電線路移轉工事着手前に供託すべきことを請求者に請求し得ることとなつてゐる（電氣事業法施行規則第四十三條）。

松江大橋渡橋式の狀況

島根縣土木課

昭和十二年十月十八日

夜來の雨が晴上つて清新な朝霧の中に御影石造り高欄の